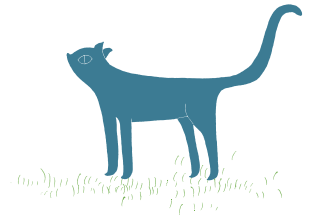


2. 建築協定・みどりの協定



(1) 建築物に関する基準

建築物の用途

- ①建築物は、一つの宅地に1棟の専用住宅または店舗兼用住宅（延床面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ店舗の延床面積が50㎡以下のもの）及びこれに付属する建築物（車庫・物置・物干し・テラス・バルコニー）とし、これ以外の用途の建築物を建築できません。また店舗兼用住宅は次に掲げる用途を兼ねるものとします。
- ②店舗兼用住宅の例
事務所、診療所、接骨院、日用品の販売を主たる目的とする店、理髪店、美容院、アトリエ、学習塾、華道教室、囲碁教室、新聞・クリーニング・宅配便の取次店その他上記に類するサービス業を営む店舗
- ③宅地を分割する場合、180㎡以下に変更することはできません。

建築物の大きさ (建ぺい率・容積率)

建築物の建築面積は、敷地面積の60%以下とし、角地においての緩和は行いません。また、建築物の延床面積は敷地面積の150%以下とします。
(※但し、一部第1種低層専用地域のため建ぺい率50%、容積率80%とします)

建築物の道路 隣地から外壁面 までの距離

- 建築物（サンルーム等を含む）の外壁またはこれにかわる柱の面から道路及び隣地境界線までの距離は1.2m以上とし、車庫付住宅の1階車庫部分に限り1.0m以上とすることができます。但し、サンルーム、バルコニー、テラス、物干し場等で壁面もしくは囲いが無い場合で、かつ面積が5㎡以下のものについては軒先から道路及び隣地境界線までの距離を0.3m以上とし、降雪時に道路及び隣地に雪が落ちない構造としなければなりません。
- 車庫並びにカーポートについては建築物の軒先から道路及び隣地境界線までの距離を0.2m以上とし屋根材が直接見えないよう破風等を取付け配慮しなければなりません。側面に風除けのための波板等は使用してはなりません。

